

令和5年度第3回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和6年3月28日（木） 10時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
天野 正基	愛知県議会議員
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
長田 淳	小牧市議会議員
小島 倫明	小牧市議会議員
鈴木 裕士	小牧市議会議員
掛布 佳男	小牧警察署交通課長（原田 治彦 小牧警察署長代理）
近藤 鎮彦	小牧市区長会連合会長
酒井 美代子	小牧市女性の会会長

4 欠席委員

山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合代表理事専務
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
舟橋 秀和	小牧市議会議長
安江 美代子	小牧市議会議員

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
堀場 武	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任

6 傍聴者

2名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第3号 会議の公開について

第3 報告

(1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について

(2) 小牧市立地適正化計画の改定について

(3) 小牧市景観計画の策定について

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

これより、令和5年度第3回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は10名でございます。

したがいまして、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鶴飼よりあいさつを申し上げます。

【事務局（鶴飼部長）】

皆様、改めまして、おはようございます。都市政策部長の鶴飼でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の都市計画行政に限らず市政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜っておりますことに関し、心より感謝を申し上げます。

さて、本日は、現在策定を進めております、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画、小牧市景観計画の進捗状況について報告させていただきます。

委員の皆さまにおかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆様、おはようございます。会長の大塚でございます。

年度末で大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

この時期は、季節の変わり目で気候の変動が激しいですが、今、時代も大きく変動して

おり、その変動にあわせて社会のニーズも変わってきています。

本日の内容は、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定、また、景観計画の策定ということですが、いかに時代にあった形で地域のニーズをくみ取って、それにあわせて計画を見直していくかということで、報告事項ではありますが重要な内容となっておりますので、委員の皆様からご意見をいただき、議論をして計画の見直しにつなげていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にご送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、審議会委員名簿及び事務局名簿、資料1 産業候補地区の見直しについて、資料2 桃花台地区の土地利用について、資料3 防災指針について、資料4 立地適正化計画における都市機能誘導施設の位置付けについて、資料5 景観計画骨子（案）、資料6 各審議会等での意見一覧表、であります。

なお、一部非公開となる可能性がある資料がございます。それらにつきましては、傍聴者の方には配布しておりませんのでご了承ください。

不足している資料がございましたらお申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私からご指名させていただきます。

本日の議事録署名者として、小島倫明委員、鈴木裕士委員を指名させていただきます。

よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

次に、日程第2 議案審議に入ります。

議案第3号 会議の公開について、事務局より説明を求めます。

【事務局（丹羽課長）】

それでは、議案第3号 会議の公開について、説明させていただきます。

本市では、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等は原則公開することとなっていますが、審議内容が、小牧市情報公開条例に定める事項に該当する場合、委員の議決をもって非公開にすることができる、とされています。

本日の報告事項（1）都市計画マスタープランの改定について、では、「桃花台地区の土地利用について」及び「産業候補地区の見直しについて」を説明させていただきますが、この内「産業候補地区の見直しについて」につきましては、非公開とすることに対して議決を求めるものであります。

非公開の理由に関しましては、産業候補地区の見直しに係る詳細位置図や検討内容を一般に公開することで、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるためであります。

以上の理由により、（1）都市計画マスタープランの改定に係る事項のうち、産業候補地区の見直しについて、非公開とすることに対して議決を求めるものです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より提案理由のご説明をいただきましたが、委員の皆様よりご質問やご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【長田委員】

事務局の提案どおりで異議ありません。

【大塚会長】

他にご意見等なければ、採決に入ります。

「議案第3号 会議の公開について」は事務局の提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。それでは、報告事項（1）都市計画マスタープランの改定について、の内、産業候補地区の見直しについては非公開といたします。

次に、日程第3 報告に入ります。

(1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について、事務局から説明を求めます。

【事務局（丹羽課長）】

会長、都市計画課長 丹羽。

報告(1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について、ご説明させていただきます。

昨年8月に実施しました第1回都市計画審議会の折にも説明をさせていただきましたが、都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき、まちづくりの方針や地区別のあるべき市街地像を示す計画で、令和2年2月に策定した現計画の改定作業を今年度、来年度にかけて実施しているところであります。

改定内容につきましては、市街化調整区域において産業系土地利用のポテンシャルをもつ産業候補地区の見直しと、桃花台地区の土地利用の見直しについて、を主な検討事項とし、あわせて現計画の中間見直しを行うこととしています。

計画案の作成については、別に改定委員会を立ち上げて意見を聞きながら行っておりますが、最終的には本審議会で議決をいただくことになるため、改定の進捗状況について報告させていただくものであります。

ただいま、会議の公開について議決をいただきましたので、産業候補地区の見直しについては、後ほど会議の最後に非公開として説明させていただきます。

それでは、都市計画マスタープランの改定に係る報告の内、桃花台地区の土地利用についてご説明いたします。

資料2をお願いいたします。

まず、桃花台地区の現状及び課題の整理についてであります。

桃花台地区の1haあたりの人口密度は概ね維持していますが、地区全体では人口が減少してきています。

また、高齢者が増加しており、高齢化率についても上昇傾向にあります。

次に、桃花台地区における土地利用の現況につきましては、説明の前に、桃花台地区周辺における都市計画について簡単に説明させていただきます。

資料5ページをお願いします。

桃花台地区は市街化区域で用途地域が定められており、中心のピアーレ、ピエスタが位置する場所は商業地域、旧桃花台線の西駅、東駅があった周辺を近隣商業地域、車両基地用地跡地を準工業地域、その他の住宅がある地域を第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域として指定しています。

5ページ右側の表「用途地域内の建築物の用途制限の概要」をお願いします。

用途地域内ではそれぞれ建蔽率・容積率の指定と建築物の用途制限があり、建築できるものが限られています。例えば、桃花台地区の戸建て住宅が建つエリアは大半が第一種低

層住居専用地域であり、住宅や兼用住宅の一部は建てることができますが、基本的には店舗等は建築することができないこととなっています。第一種中高層住居地域専用地域においては、一部の店舗が建築可能となりますが、面積制限などがあります。

このように建築物の用途制限を設けることで、調和のとれた良好な都市環境を確保しています。

6 ページをお願いします。

桃花台地区では、さらに「地区計画」を定めることで、建築物の用途や形態、規模等についてさらに制限をかけ、より地域特性にあったまちづくりができるようになっています。「桃花台地区計画の計画図」をご覧ください。桃花台地区計画では、A地区、B地区、C地区に分けてそれぞれ建築物等の用途の制限を設けています。

ページ左側をお願いします。

主に戸建ての住宅からなる第一種低層住居専用地域をA地区、第一種中高層住居専用地域の一部をB地区とし、用途地域の制限に加え、専用住宅及び事務所等を兼ねた住宅や老人ホームなどしか建築できないようになっています。

C地区については、店舗の種類などの建物用途の制限等を設けています。

以上のように、桃花台地域は地区計画などにより、主に住宅エリアには店舗などが建築できないようになっています。

資料の1ページにお戻りください。

左下、土地利用現況図をご覧ください。先ほど説明させていただきました都市計画により、地区の中心が赤色で商業用地、その周りの地区内は黄色で分かるように大半が住宅地として利用されています。

1 ページ右側、都市機能分布図をご覧ください。

商業地、医療施設、子育て支援施設、高齢者福祉施設の立地状況です。800m圏域を徒歩圏として円状に色付けをしておりますが、いずれの施設についても、施設からの徒歩圏が桃花台地区をカバーしておりますが、商業施設（左上図）は桃花台地区の中心に集約して立地しています。

続きまして、地域住民意向についてであります。

こちらは、前回会議の折にもご説明させていただいた、9月に東部地域の住民を対象に実施したアンケート調査の結果になります。

東部地域における商業施設の誘導・整備に対するニーズでは、「2. 桃花台センター周辺など拠点となるエリアに商業施設がまとまっていたほうがよい」が最も多く、次いで、「4. 各地区の居住地の周辺にコンビニや喫茶店など小規模な店舗があったほうがよい」の回答が多い結果となりました。

2 ページをお願いします。

桃花台地区等における商業の活性化に対する地域住民ニーズについてであります。

商業の活性化について、「1. ピアール、ピエスタ等が立地する桃花台センター周辺にお

ける商業の活性化を図る」の回答が最も多く、次いで「4. 商業施設に自家用車を使わなくても行けるように公共交通（バス等）の充実を図る」、「2. 桃花台線旧車両基地に商業施設の立地を図る」、「3. 桃花台地区の住宅地の中で小規模な店舗の誘導・充実を図る」の回答が多くなっています。

3ページをお願いします。

桃花台線旧車両基地用地の利活用の方向性に対する地域住民ニーズでは、「3. スーパーや飲食店など商業用地として活用する」が最も多く、次いで「2. 介護老人保健施設、個人病院などの医療福祉用地として活用」が多くなっています。

なお、この回答を年齢別にみますと、「商業用地として活用」の回答は20～60歳代の幅広い年代で回答率が高く、「医療福祉用地として活用」の回答は50～70歳代以上の年代で回答率が高くなっています。

ページ右側をお願いします。

住んでいる地区での買い物状況に対する地域住民ニーズです。こちらは、各回答項目に対する回答を得点化したもので、満足度が低く、重要度が高いほど高得点となります。東部地域全体では「ウ. 飲食店などがたくさんあり、賑わいがある」、「エ. 大規模な店舗が充実し、買い物が楽しめる」、「イ. バス等で行きやすい場所に店舗が集まっており、買い物しやすい」の順に高くなっています。

これまで説明申し上げた桃花台地区における現状と課題をまとめますと、高齢化の進行が顕著であり、高齢者が暮らしやすいまちづくりが必要。アンケート結果より、桃花台センター地区周辺の商業集積や活性化を図ることに対するニーズが高く、公共交通で商業施設への行きやすさを求める傾向がある。住宅地の中で小規模な店舗の誘導・充実を図ることに対するニーズがみられ、特に30～40歳代で高い傾向にある。桃花台線旧車両基地用地の方向性については、幅広い世代から商業施設に対するニーズが高い一方、70歳以上の高齢者は医療福祉施設に対するニーズが高くなっている。

以上の点が現状と課題としてあげられ、今後の取り組み方針を次ページに整理いたしました。

4ページをお願いします。

現在の都市計画マスタープランにおける東部地域のまちづくり目標や、東部振興構想で掲げる地域の将来像をふまえ、今後の取り組み方針をページ右下にまとめております。

桃花台地区においては、これまでセンター地区を商業域に定め、施設の中心に集積してきました。高齢者が安心して暮らせる環境の整備に向けては、こうしたセンター地区への商業集積維持・充実を引続き図っていく一方、高低差のある当該地区では、地域住民のニーズを踏まえ、日常生活に必要な商業施設や生活サポート施設・コミュニティ施設など生活利便施設の身近でバランスのよい立地誘導を図ります。

また、高齢化の進行により今後空き家・空地の発生による都市のスポンジ化が懸念され、若者世代の転入を促進することも必要です。住宅地の中で小規模な店舗誘導・充実を図る

ことに対するニーズが 30～40 歳代に高い傾向にあることから、上記のような商業施設の立地誘導は、若者世代に居住地として選んでもらえるまちづくりを進める上でも有効であると考えられます。

これらをまとめ、桃花台センター地区、及び旧桃花台西駅・東駅周辺における商業集積の維持・充実とともに、生活サポート施設やコミュニティ施設等の配置を検討、また、居住エリアにおける地区計画について、良好な生活環境を維持しつつ、利便性を確保するための地域ニーズに応じた都市計画の変更を検討、そして、高齢者の移動をサポートするきめ細やかな公共交通サービスを検討していくことを今後のまちづくりの方針として考えております。

資料 6 をお願いします。

ただいまご説明させていただいた内容は、東部まちづくり審議会、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会でもお示しし、意見をいただいております。

主な意見としましては、商業施設だけでなく多機能施設として利用する検討、東部地域全体を考えた公共交通の検討が必要といったものがありました。

以上、簡単ではございますが都市計画マスタープランの改定についての説明とさせていただきます。

【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。

都市計画マスタープランの改定については、桃花台地区の土地利用について、また、後ほど説明があります産業候補地区の見直しについて、の二つを主な柱として今年度検討をしてまいりました。この検討結果をふまえ、来年度、計画全体を改定していくという流れになっています。

その内の一つの桃花台の土地利用については、桃花台ができて 40 年、50 年経とうとしているのですが、当時入居された方々の加齢に伴い、以前は車で自由に移動ができていた状況であったのが今はそうではなくなってきています。

そういった方が安心して暮らし続けられる、かつ、新しい若い世代の方も住んでもらえるようなニュータウンであり続けるためにはどうしたらいいかという非常に難しい内容になろうかと思えます。

誰もが自由に移動できることを前提とした都市基盤とそうではない時代の土地利用の在り方は違ってくるのではないかと、中心に商業施設があればいいという考えから、商業だけではなく住民の生活をサポートするような機能も配置していけるような土地利用に見直していきたいと思います。

しかしながら、当初入居された方々の思いというものもあるでしょうから、そこも大切にしないといけない。多様なニーズがある中を上手くまとめて一つの見直し案を作るという

ことで、改定委員会には私も委員として参加して進めているところです。

本審議会の委員の皆様からいろいろなご意見等いただいて、改定案の作成に活かしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【鈴木照夫委員】

この会議には10年以上参加しており、以前、桃花台の用途地域を変更してはどうかと提案をしたことがあります。当時は、用途変更は愛知県決定で市ではできないと回答をいただきました。そこから、用途変更は市決定となったと聞いており、そこについては大きな進展だと感じております。

また、アンケートをふまえた方針というのも十分だとは思いますが、実際に住んでいる方からどうしたらいいか提案してもらうようにしないと、このような会議での机上の議論だけでは地域住民は納得しないのではないかと思います。

かなり高齢化が進んで、アパートも空き家が増えてく一方です。計画を作っていくことは結構ですが、もっと地域住民を集めて議論していただいた方が、地域ごとのニーズ、飲食店や商業施設はもっと散らばっていた方がいいだとか、そういう意見が出てくると思います。

用途変更も市決定となったので、もっと地域住民の意見を聞いて進めていって欲しいと思います。

【事務局（丹羽課長）】

委員からお話ありましたとおり、地域ごとにニーズは様々あると思いますので、実際に都市計画を変更をしていく際には、桃花台全体の規制を一様に緩めたりするのではなく、地域住民の意向を聞きながらエリアを定めて変えていく必要があると考えております。

【鈴木照夫委員】

お願いします。

高齢になり仕事を引退された桃花台の住民の方が、例えば家を小さな店舗に改造したり簡単にできるようになるといいと思います。リタイアした人たちが、次のまちづくりに簡単に参加できるスタイルを要望させていただきます。

【事務局（丹羽課長）】

委員がおっしゃった内容は、市も施策の中で行っていきたいと考えております。都市計画で建物用途も厳しく制限がかかっておりますが、生活に密接した小規模店舗など建築可能となるよう、地域住民ニーズを聞きながら地区計画の変更等の検討を進めていければと思います。

【大塚会長】

鈴木委員のご意見は非常に重要だと思います。高齢者に関わらず、若い方も職住近接で新しく何かを始めたいと思ったときにそれができる環境を作っていないといけないと思います。

【鈴木照夫委員】

私の友人が桃花台に住んでいますが、桃花台には寝に帰ってくるだけだと言っていました。もう少し地域で楽しいことがあればそれも変わってくると思うので、よろしく願います。

【山下委員】

学校の統廃合については、今回の改定では加味されるのでしょうか。

【事務局（鵜飼部長）】

学校の統廃合につきましては、本市においてはようやく議論が始まったところであり、結論が出るには相当な時間がかかると考えております。今回の都市計画マスタープランの改定は、今年度、来年度にかけて行うこととしておりますので、学校の統廃合の方針が決まり、都市計画マスタープランの改定が必要となった場合にはその時に改めて検討を進めたいと思っております。

【酒井委員】

空き家対策についてはこの審議会で議論されるものなのでしょうか。

【事務局（鵜飼部長）】

空き家対策につきましては、本市でも深刻な問題と捉えており様々な施策を講じているところでもあります。言葉が適切ではないかもしれませんが、迷惑空き家と呼ばれるものの対策、また、発生を抑制するための施策など講じております。

桃花台ニュータウンで空き家が増加している傾向はございますが、桃花台地区に限定した施策というのではなく、全市的な施策として行っております。

古い家の解体費の補助金、また、人口が右肩下がり減っていく中で生産年齢人口を増やすために定住促進補助金というものもございます。3世代同居・近居する際の補助、就労している方が居を構える際の補助、中古住宅の購入補助といったタイプがありまして、空き家の発生抑制として違う角度からの施策もここ2、3年で言い始めたところです。

【萩原委員】

人口が減っている、生産年齢人口が少ないと説明の中でもありました。桃花台地区の資

料を見ていると、高齢者に対する対策が非常にメインになっているかと思いますが、高齢者の方が安心して暮らせる地域を創出するには、若い方が地域にいないと安全安心な暮らしはできないのかなと思います。

若い世代、特に30代の方のアンケートの回答も低いという結果もありますし、なぜ若い世代が桃花台地区に住まないのか原因は分かりませんが、若い人たちが桃花台に住みたいと思える施策も考えていく必要があると思います。

【事務局（鶴飼部長）】

桃花台において若い世代の定住促進をというお話がありましたが、令和4年3月に桃花台地区を含めた東部地域振興構想というものを策定しており、また、東部まちづくり審議会という会議体も設置して東部地域の人口減少や高齢化の対策をどう考えていくか議論をしているところで、その中で取り立てて効果的な施策があるというわけではないのですが、まちの魅力をあげていくこと、人と人とのつながりが大事だろうということから、東部まちづくりプラットフォームというネットワークを作っていこうとしているところです。

そのネットワークを作っていくうえで、まちづくり活動というのを実施していくことから始めないといけないという話になり、青空市場ですとか、こども食堂、こどもマルシェといった各種活動が動き出したところです。これらも時間はかかるかと思いますが、地域の活動を行政として支援しているといった段階です。

【鈴木裕士委員】

小牧駅付近で自動運転の実証実験を行っていましたが、これを桃花台限定で行う予定はありますか。

【事務局（鶴飼部長）】

自動運転に関しましては、2月に2週間ほど小牧駅から小牧山までの間で実証調査という形で行いました。定員が11名の車両で、オペレーター1人、乗客10人とし、7名を予約枠とさせていただきました。予約については、土日はすぐに埋まり、平日も9割方埋まるという状態で反響がありましたが、今回使用した車両は最高速度が20km未満であり、周辺の車の交通の妨げになるという捉え方をされる人が多いかと思います。

今後、車速がある程度高速になりましたら、桃花台に限らず郊外でも行っていきたいと考えております。

【大塚会長】

他はよろしいでしょうか。

様々なご意見をいただきましたので、それらをふまえて、計画案の作成を進めていただければと思います。特に、最初に鈴木委員がおっしゃったように、アンケートを行っ

たから住民の意向を把握した、ではなく、実際に住んでいる方の声を聞いて計画を見直し
ていただくといいのかなと思います。

それでは次に、(2)小牧市立地適正化計画の改定について、事務局から説明を求めます。

【事務局（丹羽課長）】

(2)小牧市立地適正化計画の改定について、ご説明させていただきます。

まず初めに、立地適正化計画についてご説明させていただきます。本計画は都市再生特別措置法に基づく計画であり、人口減少の中であっても一定のエリアでの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、コンパクトなまちづくりと地域交通との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりに取り組むことを目的としています。

続きまして、立地適正化計画の改定内容についてご説明させていただきます。

資料3「防災指針について」をご覧ください。

まず、改定する経緯についてですが、近年の災害の規模が増していることや頻発していることを踏まえて、令和2年に都市再生特別措置法の一部が改正され、災害リスクを踏まえた区域の設定や適切な防災・減災対策を示した「防災指針」を計画に定めることとなりました。

1ページをご覧ください。

防災指針につきまして、対象とする災害についてですが、様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及びます。本市は、既に市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難ですが、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

地震については、影響の範囲や程度を定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。また、地震が発生した場合は、市全域での対応が求められるため、小牧市地域防災計画や小牧市地域強靱化計画等の防災関連計画に基づいて対応していくこととし、検討対象から除外することとしております。

下の四角で囲った箇所に、検討方法の手順を示しております。

災害ハザード情報の整理、災害リスクの分析、防災上の課題の整理、防災まちづくりの取組み方針、具体的な取組とスケジュールの設定という流れになります。

ページ右側をご覧ください。まず、災害ハザード情報の整理を行いました。

高潮、津波については、本市においては想定されておらず、洪水、内水、土砂災害について、整理を行っております。

2ページをお願いいたします。災害リスクの分析であります。

災害種別ごとに災害リスクが想定されている地域を整理します。

浸水深に関しましては、図の「浸水深と人的被害リスクのイメージ」を参照し、1階床上が浸水する浸水深を0.5m、2階床上まで浸水し、2階への垂直避難が困難になる浸水深を3.0mとしています。

また、浸水継続時間については、下図の「浸水継続時間と避難生活環境」を参照し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水継続時間3日以上を目安としています。

家屋倒壊のリスクについては、家屋倒壊等氾濫想定区域の区域内に建物があるかどうかを目安としています。

続きまして、ページ右側をご覧ください。

整理した災害ハザード情報を基に、災害リスク分析の対象地域を抽出しました。この際、洪水については、浸水想定区域よりも浸水範囲が広い浸水予想図により検討しています。また、都市計画マスタープランの地域区分を踏まえ、居住誘導区域を対象に抽出し、「味岡駅周辺地区」、「小牧駅周辺地区」、「小牧IC周辺地区」、「藤島地区」の4つの地区を抽出しました。

3ページをご覧ください。

災害リスクの分析については、災害ハザード情報と、人口分布、高齢者分布、避難所徒歩圏、建物、公共施設の立地状況の都市情報を重ね合わせて分析を行っています。

ページ右側をお願いします。

4つの災害リスクの高い地区内のどの辺りにどのようなリスクがあるのか整理いたしました。

4地区すべてに該当するリスクは黒色で囲っていますが、広い範囲で浸水深3.0m未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測されること、多くの公共公益施設で浸水深0.5m以上の浸水が想定されること、浸水深0.5m以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布すること、河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に建物が分布していることとなります。

黄色で囲っているリスクは、浸水が想定される居住誘導区域の一部が指定避難所からの徒歩圏域外となっております。

また、右上の方の茶色で囲っているリスクは、小松寺・本庄地区の一部において、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域周辺に建物が分布していることとなります。

これらの課題をまとめたものが、4ページとなります。

4ページ左側をご覧ください。

本市の防災上の課題について、次のように整理しました。

1つ目、市街地の広い範囲で浸水が想定され、多くの市民に影響が及ぶことが懸念されるため、平時からの対策、2つ目、浸水が想定される公共公益施設の安全対策、3つ目、家屋倒壊等氾濫想定区域からの確実な事前の避難、4つ目、土砂災害警戒区域における避難対策、5つ目、指定避難所から離れた地域や深い浸水深が想定されている地域では余裕を

もった事前の避難、としています。

ページ右側をご覧ください。

これらを踏まえて整理した防災まちづくりの取組方針であります。

洪水については、2階への垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水は一部で見られますが、水路や線路敷等の住宅を建てることができない箇所となっていることから、洪水の災害リスクによる居住誘導区域からの除外は行わないこととします。

土砂災害については、前回の改定にて、法令により土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域から除外しています。土砂災害警戒区域については、居住誘導区域からの除外は行いませんが、緊急避難体制の構築など、対策を講じていきます。

居住誘導区域で浸水が想定されている地域については、地域の特性に応じて防災・減災対策を講じていきます。これらの対策については、ハード対策、ソフト対策を総合的に講じながら、防災まちづくりを推進します。

5ページと6ページをご覧ください。

防災まちづくりの基本方針に基づき、防災上の課題に対応する取り組み方針を整理しました。

ソフト面での対策としては、災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発、大規模災害を想定した体制の強化、確実な非難を促す取組の推進としています。

また、ハード面での対策としては、河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化、避難経路となる道路の整備、機能強化、避難所等の防災機能の強化、土砂災害防止施設の整備、機能強化としています。

7ページをご覧ください。

取り組み方針の具体的な取組を挙げさせていただいております。小牧市防災危機管理課をはじめとする他部署や県や国さらには地域と連携しながら、取り組みを行っていくことといたします。

防災指針についての説明は以上となります。

続きまして、立地適正化計画における都市機能誘導施設（保育園、幼稚園等）の位置付けについてご説明させていただきます。

資料4をお願いします。

立地適正化計画では、居住を誘導する区域として「居住誘導区域」、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として「都市機能誘導区域」を設定しており、「都市機能誘導区域」は広域的な都市機能を集約する区域として「高次都市サービス誘導区域」、日常生活に必要となる都市機能を集約する区域として「日常生活サービス誘導区域」を設定しています。また、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設が設定されていますが、今回の見直し内容は、この都市機能誘導施設に保育施設を位置付けることを検討するものであります。

本市には現在、保育園 21 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業 17 施設、幼稚園 9 施設が立地しています。

本市における保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園は、居住誘導区域全域に分布しており、49 施設のうち、38 施設が居住誘導区域内に立地しています。

都市マスタープランの地域拠点や名鉄沿線の日常生活サービス誘導区域においては、保育園は 11 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業所 13 施設、幼稚園は 5 施設が立地しており、半数以上が高次都市サービス誘導区域に立地しています。

2 ページをお願いします。こちらに、現在設定している都市機能誘導施設の一覧を示しております。

高次都市機能サービス誘導区域においては、子育て支援機能として、小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設である、「子育て世代包括支援センター」を誘導施設に定めていますが、保育園、幼稚園等については明記していません。また、日常生活サービス誘導区域においては、病院、スーパー、銀行、郵便局等が誘導施設として定められていますが、子育て支援機能については、日常生活サービス誘導区域における誘導施設として設定されていませんが、ここに、「子育て支援機能」として、保育園、幼稚園等を位置づけようとするものであります。

位置付ける理由としましては、幼稚園、保育園は、身近な生活サービス施設として市内各所に立地することが望ましい一方、20～30 歳代のニーズが高い傾向にあり、名鉄小牧線各駅周辺や地域拠点周辺への定住促進及び公共施設再編を後押しすることが期待できるためであります。なお、市内各所に立地する保育園、幼稚園等の都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）内への移転を図るものではありません。

3 ページには都市機能誘導区域図を掲載しています。

資料 6、2 ページをお願いします。

立地適正化計画の改定についても、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会でお示しし、いただいた意見については、防災指針について、具体的な取組（案）対して、スケジュールのような時間軸についてもあったほうがよい、などの意見がありました。

以上で、立地適正化計画の改定について、の説明とさせていただきます。

【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。

立地適正化計画についても、二つの柱で検討をしてきております。

国の方針により防災指針を立地適正化計画の中に位置付けることが一つ、都市機能誘導区域の中に誘導する施設として、新たに保育園、幼稚園等を位置付けることがもう一つです。

防災の具体的な対策は小牧市の地域防災計画に基づいて行われていると思うのですが、

立地適正化計画の中に防災指針を位置付けるのは、居住を誘導する立地かどうかを判断する際に防災上の観点から設定しなければならないということです。今回、様々な指標で災害リスクを分析していただいて、その結果、4ページの防災まちづくりの基本方針として整理し、洪水の災害リスクによる居住誘導区域からの除外は行わないことを定めたということです。その一方で、課題に挙がっていることに対しては、しっかり対策を講じていくということが防災指針の内容になります。

保育園、幼稚園の位置付けについては、位置付けることによって財政的なメリットがあるということでございます。

ご質問やご意見等がございましたらお受けしたいと思います。

【萩原委員】

洪水などのリスクはよく分かったのですが、防災指針の中では地震は対象外ということでもよろしいでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

地震については、影響の範囲や程度を定めて居住誘導区域から除外することが難しく、また、発生した際には市全域での対応が求められるため、防災指針の対象とはせずに地域強靱化計画等の防災関連計画で対応いたします。

【萩原委員】

資料7ページのハード対策の中で、道路橋梁の耐震補強とあったので、対象となるか質問させていただきました。ありがとうございました。

【鈴木裕士委員】

新型コロナウイルス感染症が流行しているときは「密」となることが問題となっており分散させる流れだったと思うが、居住を特定の場所に集めるということには影響はなかったと判断してよいのか。

【事務局（丹羽課長）】

まちづくりの観点では、少子高齢化社会で人口が減少していく中で、行政の一定のサービス水準を維持していこうとすると、コンパクトシティという形である程度機能を集約していく必要があるという考えです。

新型コロナウイルス感染症など防疫の観点では人の分散という話もありましたが、まちづくりの観点からは少し異なると考えております。

【鈴木裕士委員】

コンパクトシティにコロナの影響はなかったと国が判断したと考えてよろしいですか。

【大塚会長】

コロナが都市計画に影響するというよりは、コロナによってリモートワークが推進されてどこでも働くことができる可能性が拡大し、大都市圏レベルや日本全体における分散型の国土形成という点には影響があったかと思いますが、一自治体の中での分散という形にはあまり影響はないと理解しています。

【鈴木裕士委員】

分かりました。

【大塚会長】

他はよろしいでしょうか。

それでは次に、(3) 小牧市景観計画の策定について、事務局から説明を求めます。

【事務局（丹羽課長）】

(3) 小牧市景観計画の策定について、ご説明させていただきます。

資料5をお願いいたします。

まず、景観計画の策定について概要を説明いたします。

資料3ページをお願いします。

今年度の第1回審議会でも説明させていただきましたが、本市は、昨年6月1日に景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画の策定が可能となりました。景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う団体のことで、都道府県との協議を経て移行することができます。

景観法による景観計画とは、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画のことで、計画の区域や行為の制限に関する事項、また景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針を定めることとなっています。

また、この必須事項とは別に、規制内容の一部を条例で定めることが可能となります。

現行の「小牧市都市景観条例」及び「小牧市都市景観基本計画」は、市独自で制定しており、今回の改定で必要事項等を記載し、景観法に基づく景観計画とします。

計画案や規制の内容については、「小牧市都市景観審議会」で意見聴取しながら検討しておりますが、景観計画も都市計画マスタープラン同様、最終的に都市計画審議会の議決をいただく形となりますので、よろしくをお願いいたします。

資料1ページにお戻りください。

計画の概要（案）についてです。

資料左上から、第1章として計画の理念・テーマです。この理念とテーマは、現在の都

市景観基本計画の考えを踏襲しつつ、今年度実施した市民アンケートの結果や都市景観審議会で挙げたキーワードを踏まえて事務局で設定しております。

計画全体の理念は「人と緑と歴史をつなぐ 魅力あふれる小牧の創造」とし、テーマとして「小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む」、「地域の特性にあった景観を守り、育む」、「愛着やほこりが持てるように歴史の景観を守り、育む」、「緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む」、「市民、事業者、行政が協働して景観を守り、育む」という5つをあげました。案として設定したものですので、後ほどご意見をいただければと思います。

次に、第2章として計画の対象区域ですが、市の全域にわたり多様な景観が見られ、これらの景観を守り育むことで良好な景観を形成するため市全域を対象区域としています。

次に、第3章として良好な景観の形成に関する方針についてです。

資料上から順に地域ごとの景観、軸としての景観、特徴あるエリアごとの景観について方針を定めることとしております。

地域ごとの景観としましては、多様な景観を持つ本市の景観特性により「住宅地区」、「工業地区」、「田園地区」、「東部丘陵地区」の4つにゾーニングし、景観形成の方針をさだめております。

次に「軸」についてですが、骨格やふち取りとしての景観要素は軸としてとらえ、「道路軸」、「鉄道軸」、「河川軸」、そして「歴史軸」として示しております。

最後に特徴あるエリアとして小牧山と中心市街地についての方針を定めております。

ここで、資料2ページをお願いします。

景観区域図になります。ただいま説明いたしました地域、軸、エリアを地図上に示したものになります。

資料1ページにお戻りください。

右上の第4章、行為の制限に関する事項についてです。

景観法では、景観区域内で建築物を建てたり、開発行為などを行う場合は、原則、事前に届出が必要です。また、市は、届出の対象となる行為について、整備基準を設けることとなっています。

次に、第5章といたしまして、景観上重要な要素となる建造物及び樹木を指定するための景観重要建造物及び樹木の指定の方針について、第6章は屋外広告物に関する景観形成方針について、第7章は景観上重要な公共施設の整備に関する事項、第8章は計画の推進方策を示します。

なお、第5章の景観重要建造物及び樹木の指定の方針は景観法で計画に定めることが必須となっており、第6章以降は定めることができる内容となっています。

資料6、2ページ下段をお願いします。

景観計画につきましては、都市景観審議会で告示しており、いただいた意見としましては、地域拠点の景観を位置づけてはどうか、また、区域図に関する修正事項等がありました。

以上、計画の骨子（案）についての説明とさせていただきます。

【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。

昨年6月に小牧市が景観行政団体に移行したことに伴い、景観法に基づいた景観計画を策定するという事です。

ご質問やご意見等がございましたらお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではここで、公開の会議を終了いたします。

関係者以外は退席をお願いいたします。

これより非公開の会議といたします。

都市計画マスタープランの改定に係る内容の内、産業候補地区の見直しについて、事務局より説明を求めます。

《議題（1）の一部について、資料に基づき説明及び質疑応答（非公開）》

【大塚会長】

それでは次に、日程第4その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（丹羽課長）】

会長、都市計画課長 丹羽。

その他といたしまして、事務局から3点ございます。

1点目としまして、今回非公開とさせていただいた産業候補地区の見直しの資料につきましては、取扱注意をお願いいたします。

2点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者でありますお二人の委員にご署名をいただき、非公開の部分のをのぞき、市のホームページにて公開させていただきます。

3点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、夏ごろを予定しております。

詳細が決まりましたら改めて通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上となります。

【事務局（鵜飼部長）】

一点補足させていただきます。

都市政策部において所管している小牧市公共交通計画も今年度、来年度にかけて策定をしているところです。

この計画では、昨今問題になっているバスやタクシーなどのドライバー不足に加え、2024年問題を見据えた検討を行っておりますが、計画の素案を作成した段階で、本審議会の委員の皆様にも意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

その他、会議全体を通して何かございますか。

【大塚会長】

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了とします。

これをもちまして、令和5年度第3回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。